

流域懇談会等の規約改正について

県では、県内に15の流域懇談会を設置し、その目的を「河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合、及び河川整備計画に基づく河川事業実施のための事業評価等を行なうときに、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長の意見を聞くこと」とし、関係者等の意見を聞きながら河川事業を進めてきました。

一方、県では組織体制適正化の一環として、行政のスリム化、事務負担の軽減、会議開催のコスト抑制という観点から、審議会等の見直しに取り組んでおり、「附属機関の設置及び運営等に関する指針」（平成25年3月一部改正）が策定され、流域懇談会などの要綱等に基づき設置してきた審議会等について、条例に基づく附属機関とするものと、附属機関の性質を有していないものとして整理することになりました。

これを受け、道路事業等の事業評価を実施してきた千葉県県土整備部所管公共事業評価監視委員会については、条例に基づく附属機関とすることとし、平成25年7月の千葉県行政組織条例の一部改正により、千葉県県土整備公共事業評価審議会（以下、「評価審議会」という。）が設置され、これまで流域懇談会等で実施していた河川事業等の事業評価についても、評価審議会を実施することとなりました。

これにより、流域懇談会等は、意見交換、意見聴取、懇談等の場として性格付けられることから、流域懇談会等を附属機関の性質を有しないものとして整理し、その運営を行うための規約改正をすることとしました。

◆主な修正事項

◇ 目的の変更

- ・ 事業評価を削除
- ・ 附属機関の性質を有しないことの明示

◇ 会議の運営について

- ・ 名称の変更（委員会→懇談会）
- ・ 委員への委嘱は行なわない（委嘱→依頼）
- ・ 招集する者の変更（座長等又は千葉県知事→千葉県知事）
- ・ 委員の任期を「原則として依頼を承諾した日から当該年度末まで」に変更
- ・ 運営に関し必要な事項を定める者の変更（懇談会等→千葉県知事）

◇ 時限について

- ・ 平成29年3月31日までから変更なし

◆適用日

平成26年4月1日